

令和8年8月27日からの大雨により 被災されたみなさまに対する託送料金等の特別措置

2026年8月27日
北陸電力送配電株式会社

このたび令和8年8月27日からの大雨により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う災害により、災害救助法が適用された地域において、託送供給等約款における特別措置を講じることとしましたので、お知らせいたします。

また、電気最終保障供給約款、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても同様の措置を講じます。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、当社へのお申し込みとあわせて罹災証明書の提出をお願いいたします。

記

1. 対象地域

2026年8月27日に災害救助法が適用された地域※

【富山県】高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

【石川県】羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

※今回の大雨に伴う災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以 上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

○ 小売電気事業者さま

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2026年7月分（2026年8月27日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、2026年8月分、9月分および10月料金計算分の供給側料金算定日を、それぞれ1カ月延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに料金算定を実施している場合は、遡っての適用はいたしません。

② 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合には、被災日が属する料金計算月から6カ月後の月の末日までの間は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、不使用日に相当する料金（1日ごとに基本料金の4%）を免除いたします。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は接続送電サービス料金等の免除の対象外とさせていただきます。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約負荷設備の総容量または契約電力等を超えない内容で2027年2月末日までに新たに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2027年2月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2027年2月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2027年2月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

小売電気事業者さまのお問い合わせ先 ※特別措置の適用内容により担当部署が異なります	
ネットワークサービスセンター	: 0570-051-081（ナビダイヤル）
※受付時間：平日 9～12時、13時～17時	
託送料金関係（①②⑤）	: 託送料金課 ナビ[6]
メールアドレス	: nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp
工事費負担金関係（③④⑥）	: 系統連系課 ナビ[5]
メールアドレス	: nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

○ 発電者さま、または発電契約者さま

① 系統連系受電サービス料金の支払期日の延長※

系統連系受電サービス料金の2026年7月分(2026年8月27日以降に支払期日を迎えるものに限ります。)、8月分、9月分および10月分の支払期日を、それぞれ1カ月延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

② 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除※

被災時から引き続き全く発電または放電されなかった場合には、被災日が属する料金計算月から6カ月後の月の末日までの間は、系統連系受電サービス料金について、不使用日に相当する料金(1日ごとに基本料金の4%)を免除いたします。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

③ 運転不能設備相当分の基本料金の免除※

発電設備の一部が被災により運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2027年2月末日まで申し受けません。

※「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても、託送供給等約款における特別措置の設定と同様の特別措置を、災害救助法が適用された地域で被災された方からのお申し出に応じて適用します。ただし、①系統連系受電サービス料金の支払期日の延長においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

発電者さままたは発電契約者さまのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンター：0570-051-081（ナビダイヤル6）

※受付時間：平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス：nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

○ 最終保障供給契約をご契約いただいているお客さま

① 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年7月分（2026年8月27日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、8月分、9月分および10月料金算定分の電気料金の支払期日を、それぞれ1カ月延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

② 不使用日の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合には、被災日が属する料金算定月から6カ月後の月の末日までの間は、不使用日に相当する電気料金（1日ごとに基本料金の4%）を免除いたします。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2027年2月末日までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当するときは、工事費負担金は申し受けません。

- ・ 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- ・ 契約負荷設備の総容量または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力等を超えないこと。

④ 臨時工事費の免除

2027年2月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2027年2月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2027年2月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

最終保障供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先

ネットワークサービスセンター：076-442-9939（専用回線）

※受付時間：平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス：nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp

以 上